

令和4年度青森市除雪オペレーター担い手育成支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安定した除排雪業務の担い手となる除雪オペレーターの育成を図るため、除排雪作業従事に必要な講習の受講に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付し、もって持続可能な除排雪体制の確立に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は事業者とする。

(1) 次のいずれにも該当する個人

ア 第3条各号に掲げる講習を受講予定であること。

イ 第6条の規定による補助金の交付申請を行うまでに納期限が到来した市税に未納の額がないこと。

ウ 第6条の規定による補助金の交付申請を行う年度において、青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号）第8条第2項の業種別委託業者名簿のうち、一般管理業務の除排雪業務に登載された事業者若しくは当該事業者との間に下請承認を得ている事業者に雇用されている、又は雇用される見込みであること。

エ 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

(2) 次のいずれにも該当する事業者

ア 令和3年度において本市の除排雪作業業務を受託していた、又は当該業務を受託していた事業者との間に下請承認を得ていたこと。

イ 前号ア、イ及びエのいずれにも該当する者を雇用している、又は雇用する見込みであること（除排雪作業業務を他の事業者の下請している事業者にあつては、下請承認を得ている事業者が前号ア、イ及びエのいずれにも該当する者を雇用している、又は雇用する見込みである場合を含む。）。

ウ 第6条の規定による補助金の交付申請を行うまでに納期限が到来した市税に未納の額がないこと。

エ 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

(補助対象講習)

第3条 補助の対象となる講習は、次に掲げるものとする。

(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の特別の教育（労

働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第9号に規定する業務に係るものに限る。以下「小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育」という。）

- (2) 労働安全衛生法別表第18第31号の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- (3) 一般社団法人日本建設機械施工協会東北支部が主催する道路除雪に関連する講習（以下「除雪講習」という。）

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる講習に係る受講料及び教材費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から、前条に規定する受講料及び教材費に係る国又は県等からの補助金の額（以下「国費等の補助金額」という。）を減じた額に2分の1を乗じた額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、第2条第1号の個人又は同条第2号の事業者には雇用されている者の1人当たりの補助金の上限額は20,000円とし、1事業者につき雇用している者5人分を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 雇用等証明書（様式第3号）
- (3) 下請承認を得ていることが分かるものの写し（下請承認を得ている事業者には雇用されている、若しくは雇用される見込みである個人が申請する場合又は事業者が当該個人に係る補助金を申請する場合に限る。）
- (4) 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の写し
- (5) 市税に未納の額がない旨を証明する書類
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項第5号の書類により証明すべき事項を市が保有する公簿等により確認することができるときは、補助申請者の同意を得て、書類の添付を省略させることができる。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金の

交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）又は補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に対し通知するものとする。

（変更申請等）

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定通知書による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、申請内容を変更する場合又は事業を取りやめようとする場合は、事業変更（取りやめ）申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

（事業実績報告書）

第9条 補助決定者は、事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 支払をした金額が分かる請求書又は領収書等の写し
- (2) 第3条各号のいずれかの講習の受講を証するものの写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に当該補助金を交付するものとする。

- 2 補助決定者は、補助金を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（書類の保管）

第12条 補助決定者は、当該補助金に係る証拠書類及び関係帳簿を備え、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

（保管書類の提出）

第13条 市長は、補助金の交付に関する事務処理上必要と認めるときは、前条に規定する書類の提出を求めることがある。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。